

注

(1) 福建等处承宣布政使司の咨 (〇七二二二)。引用は「礼部の
：」から注(2)まで。

(2) 等の因あり 注(1)の咨文の終り。

(3) 閱釋 よみとくこと。(〇八〇三三)では閱釈。

(4) 天啓五年…蔡塵を差わし (一一八一〇)(一一八一三)参照。

(5) 台下 貴下。ここでは福建布政使。

(6) 玄鑑 玄妙な鏡、人の心。ここでは布政使の御心。

(7) 凝氷は微かも…無し 凝氷は氷。氷照はものごとを明晰に判
断すること。全てをご明察になる、の意か。

(8) 方命を欺き 方命は上の命に従わないこと。御意に添わない
過ちをとりつくり、の意か。

(9) 輿結 後出の「輿情の甘結」を省略した表現。

(10) 疑碍 疑いや障害。

(11) 禹甸 禹の治めた地域、中国の別称。

(12) 性成 本性のままに成すこと。天賦をみらせること。

(13) 天経地義 正当不易の道理。

(14) 曆数 天命をうけて帝位に即く運。ここでは王位に即く運。

(15) 遠邇 邇はのびる。ここでは皇帝の恩恵が遠方に及ぶこと。
崇褒は(一一八二四)注(10)参照。

(16) 髮膚 髪の毛と肌、転じて身体。

(17) 磨 費やす、減らす。

(18) 国経 国法。

(19) 不贖 よくない、不善。

(20) 沽冒 沽はもとめる、冒はおかす。あえて求めるの意か。(〇
八一〇三)では姑冒。

(21) 身後 死後。

(22) 稟齊 あつめとりそろえる。

(23) 天啓七年 (一一八二四)注(20)参照。

1-18-26

世子尚豊より布政司あて、遣船一隻の安否をたずね、接回の
ために遣船する等の咨(二六二七、二、二二)

琉球国中山王世子尚豊、探報の事の為にす。

天啓五年(一六二五)進貢・請封の二船を遣去せしむるに、旧

年八月内、英梓等の坐駕する一船の帰国するに抛り、梓の啓に抛

るに称すらく、後船は踵を接して随いで則ち継ぎ至らん、と。今、

未だ踪影を見ざるに縁り、日々憂患を生じ、誠に自ら安んぜず。

合行に差遣して以て端的を探らしむべし、等の因あり。抛つて前

の二次の差遣の官員の当該して存留・朝京に司務する等の役は、

今、事竣るに逢い、期に及びて応に廻りて報復すべし。濟口に至

れば須らく舟楫を用うべきを慮り、特に都通事・使者等の官の陳

華等の員役を遣わし、坐駕して前来せしむれば、以て前に遣わせ

る二次等の員役の一併の帰還に便ならん、等の因あり。船は波浪

に遙に輕蕩にして不根なれば、百命の関わる攸以て苟且し難し。

順便にて硫黄の方物二千斤を載運し前来して投納し、預め、後に

逢う貢期の補欠に充てしむ、等の因あり。此の為に、理として合

に貴司に移咨して知会すべし。煩わくは査照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

天啓七年（一六二七）二月二十二日

咨

注

(1) 天啓五年：遺去せしむ〔一八一〇〕～〔一八一七〕参照。

(2) 踪影 あとかた。

(3) 前の二次の差遣の官員 天啓五年派遣の蔡慶、六年の蔡延等を指すか。

(4) 逢い 当文書中、二カ所、逢を逢（塞ぐ）と誤用している。

(5) 不根 よりどころが無い。

(6) 苟且（コウジヤ） なおざり、まにあわせ。